

広島県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年六月十六日までの間、縦覧に供する。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉平谷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
呉市庄山田村字東二河平二一六五〇番二地先から 呉市庄山田村字東二河平二一六五〇番二地先まで	一二・四〇 一四・二〇	一四・二〇 四三・五〇	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)
		二四・七〇	幅